

ブラジルにおいて OI モデル契約書 ver2.0 秘密保持契約書(新素材編、AI 編) を活用するに際しての留意点



Licks 特許法律事務所

ブラジル弁護士
カラペト・ホベルト

リオデジャネイロ州立大学法学部卒業 (J.D.)。同大学在学中に早稲田大学国際教養学部へ留学。ブラジルの弁護士資格を取得後、知財を専門分野としてブラジルの法律事務所での実務経験を積む。現在は、早稲田大学法学研究科に在籍して日本の知財法を学びつつ、ブラジルの法制度についてのコンサルティング及び南米の知財法に関する講義も行っている。また、ブラジルの知財分野に関する情報を日本語で提供するウェブサイト『ブラジル知財』を開設・運営している。

【概要】

ブラジルにおいて、営業秘密の保護は、不正競争防止に関するブラジル産業財産法第 195 条で規定されている。営業秘密の基本的な保護規定は、第 195 条の (XI) と (XII) に設けられている。また、同じ第 195 条の (IX) および (X) には、営業秘密に直接関係はしないが、営業秘密に関連する問題に関する規定が設けられている。

しかし、営業秘密に関連する規定は、その他の法律にも存在する。たとえば、ブラジルの法制度は、労働者に対して非常に保護的であり、ブラジル統合労働法第 482 条(g)は、営業秘密 (原文は「会社の秘密」) の漏洩は、正当な事由を伴う解雇の理由となると定めている一方、労働法の判例法理上で、労働者が会社を退職して同一の分野の事業活動を独立して行おうとする場合、当該労働者が前職で得た秘密・部外秘情報を悪意で利用しない限りにおいては、不正競争とはみなされない。

また、フランチャイズ法 (1994 年 12 月 15 日法律第 8955 号) 第 3 条 XIV 号 (a)によれば、営業秘密の知得、使用、契約終了後の扱いに関する条項および条件は、フランチャイズ契約のみならず、情報開示ドキュメント (FDD) においても取り決める必要がある。破産法第 169 条では、負債を抱える会社の支払不能の一因となるような営業秘密の漏洩、使用、開示は、犯罪になると定められている。また、

ブラジル刑法によると、秘密、職務上の秘密の不適切な開示および情報の取得、改変または破棄を目的とする IT システムのハッキングをした者には刑罰が科される。

本稿では、ブラジルにおける営業秘密規定を参照した上で、ブラジルにおいて、モデル契約（秘密保持契約）を活用する際の留意点について説明する。

【詳細及び留意点】

1. 新素材編

モデル契約書の各条文について、ブラジル法下の実務上、問題がないと思われる条文については言及しない。

1-1. 前文

契約書前文では、当事者の名前に加え、会社が登録されている国、当事者の住所を記載する必要がある。

修正案：

[日本] の法律に基づいて設立され、[住所] に登録事務所を有する会社 X（以下「当事者 A」という。）と [ブラジル] の法律に基づいて設立され、[住所] に登録事務所を有する会社 Y（以下「当事者 B」という。）とは、秘密保持契約書に関する契約（以下「本契約」という。）を締結する。

1-2. 第 1 条（秘密情報の範囲）について

ブラジルの法令において、営業秘密およびそのノウハウに関する定義はなされていない。しかし、不正競争防止に関する規定から、秘密となる情報について、「産業、商取引、サービス提供において使用できる秘密の知識、情報またはデータ」という定義が相当すると考えられる。

上記に照らして、第 1 条 1 項については、3 つのオプションがあるが、その中で、オプション 1 の適用は困難と考えられる。一方、要秘密指定を要件にしているオプション 2 およびオプション 3 については適用可能である。口頭開示の要件については、ブラジル法に明確な制限がないが、秘密の指定が必要となる。

また、ブラジルの実務では、モデル契約の第1条2項の導入が望ましいといえる。それによって、独占禁止法および労働法上の問題を防ぐことができる。

1-3. 第2条（秘密保持）について

第2条に関する秘密保持の規定は、一般的にブラジルの実務に適切といえる。特に、ブラジル法における労働法との抵触を考えると、バランスが良く取れている。しかし、以下のような規定もブラジルでは多くみられ、その規定に続けて「当事者の取締役、役員、経営陣、従業員」、「受領者の関連会社、および受領者の関連会社の従業員、役員、取締役」および「受領当事者が、当該顧問と同等以上の機密情報保護に関する契約を締結していることを条件とした上で、当該顧問」等が定められることが多くみられる。

修正案：

本契約に関して、受領者は、本契約に関連する活動を分析し、その後の関連交渉を遂行するために必要な範囲で、下記の者に対して秘密情報を開示することができるものとする。

1-4. 第4条（秘密情報の複製の取り扱い）について

第4条については、ブラジルの実務では「変更オプション条項の厳格な複製条件」の適用が可能だと考えられる。

1-5. 第6条（秘密情報の破棄または返還）について

モデル契約では、受領者または受領者から開示を受けた第三者が保持する秘密情報を「速やかに」破棄または返還する義務が定められている。「速やかに」という文言が問題となりえるので、注意すべきである。

ブラジルの実務では、明確ではない期限は避けるべきであり、通常秘密保持契約等では、秘密情報の破棄または返還は「15日間以内」または「30日間以内」という期限が良く使われる。

1-6. 第8条（損害賠償）について

損害賠償の規定では、「変更オプション条項の違約金」の使用について法律上の問題は無い。しかし、契約違反が裁判所で争われた場合に、違約金条項の文言によって損害賠償の計算に影響を与えることが考えられる。したがって、営業秘密の実質価値が違約金より低い場合に限り、違約金の変更オプション条項のような金額の提示が望ましいといえる。

1-7. 第10条（期間）について

モデル契約の規定のままで問題ないと考えられるが、注意点として、必ず契約期間ならびに契約の終了後の秘密情報に関する保持期間を明確にしなければならない。明確な期間が定められていない場合、契約の無効の理由となる可能性がある。

1-8. 第12条（裁判管轄、知財調停、仲裁）について

第12条については、変更オプション条項1の「知財調停」でも、変更オプション条項2の「仲裁」でも、ブラジル法では認められる。しかし、ブラジルの実務では、ADRを利用する場合の条項はさらに詳細に定められる。最低限、以下の記載例のような詳細な情報を決めることが望ましい。

修正案：

本契約に関する一切の紛争については、（仲裁機関名）の仲裁規則に従って、（都市名）において、使用される言語は（言語）とし、仲裁廷は[1名/3名]の仲裁人で構成された仲裁により最終的に解決されるものとする。

なお、本稿の裁判管轄に関しては、実務において執行することが困難であることが注意点といえる。「●地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所」と定められても、ブラジルの会社に関わっている場合において、ブラジルの裁判所に提訴された際、ブラジルの裁判所に管轄権を認めることがある。

1-9. 結文

結文については、とくに、ブラジル法の実務において不適切なことがないと考えられるが、ブラジル民法の第 224 条においては「外国語で書かれた書類は、国内で法的効力を持つためにポルトガル語訳が必要となる」と定められている。よって、バイリンガルで締結される多くの契約では、以下のような条項が良く利用される。
修正案：

本契約は、英語とポルトガル語で締結される。両方のテキストは、本契約の締結時点で同じであり、有効であるとする。本契約の各当事者は、本契約の英語のテキストとポルトガル語のテキストの間に矛盾がある場合、適用法で許可されている範囲で英語のテキストが優先されることに同意するものとする。

2. AI 編

モデル契約書の各条文について、ブラジル法下の実務上、問題のない条文については言及しない。

2-1. 前文

契約書前文において、当事者の名前に加え、会社が登録されている国、当事者の住所を記載する必要がある。以下に記載例を示す。

修正案：

[日本] の法律に基づいて設立され、[住所] に登録事務所を有する会社 X（以下「当事者 A」という。）と [日本] の法律に基づいて設立され、[住所] に登録事務所を有する会社 Y（以下「当事者 B」という。）とは、以下のとおりの秘密保持契約（以下「本契約」という。）を締結する。

ここで、乙が甲に対して提供するデータを甲が既に保有する学習済みモデル（姿勢推定モデル）に入力して得られた出力結果（姿勢推定結果）を評価したい。

甲が保有する AI 技術の乙の介護事業における見守り業務への導入可能性を甲乙共同で検討したい（以下「目的」という。）。

2-2. 第 1 条（秘密情報の定義）について

ブラジルの法令において、営業秘密およびそのノウハウに関する定義はなされていない。しかし、不正競争防止に関する規定から、秘密となる情報について、「産業、商取引、サービス提供において使用できる秘密の知識、情報又はデータ」という定義が相当すると考えられる。ブラジル産業財産法第 195 条には、営業秘密の基本的な保護規定が定められているものの、例外規定が存在しない。

上記に照らして、第 1 条 2 項については、導入する必要がないといえるが、ブラジルでもアメリカの契約実務から多くの影響を受けているので、モデルのまま第 1 条 2 項を残すことについても問題はない。

2-2. 第 2 条（秘密保持）について

第 2 条に関する秘密保持の規定は、一般的にブラジルの実務において適切といえる。しかし、さらに保護的な契約にするために第 2 条 2 項を修正することが望ましい。

1 点目としては、ブラジルの労働法は、労働者の保護の傾向が強いので、「受領者の役員および従業員（以下「役員等」という。）」のところを「受領者の当事者の取締役、役員、経営陣、従業員（以下「役員等」という。）」に修正する。

2 点目は、開示の形式として、第 2 条 2 項の最後に「開示が行われる場合は必ず、開示される情報は秘密情報として適切に表示されなければならない。」を加える。

2-3. 第 4 条（秘密情報の複製）について

第 4 条についても第 2 条 2 項と同じく、秘密情報の保護対象に誤解がないように、複製の形式として、第 4 条 2 項の最後に「複製が行われる場合は、必ず、複製される情報は秘密情報として適切に表示されなければならない。」を加えることが望ましい。

2-4. 第 5 条（個人情報の提供）について

第 5 条については、契約上、日本の「個人情報の保護に関する法律」の文言があったとしても、ブラジルにはブラジルの個人情報保護法（Lei Geral de Proteção de Dados : 省略して「LGPD」という。）がある。LGPD は、個人データの処理方法、事業者の本店所在国、または個人データの所在国を問わず、個人データの処理運営がブラジル国内で行われる場合に適用される。また、個人データの処理活動が、ブラジル国内における商品もしくは役務の提供、またはブラジル国内に所在する個人のデータの処理を目的とする場合や、処理される個人データがブラジル国内で収集された場合については、たとえ当該処理がブラジル国外で行われていても同法が適用される。したがって、ブラジル国内に拠点を有するかにかかわらず、ブラジルに関係するビジネスを行っている日本企業においては、LGPD の適用対象となる個人データの処理があるかを検討する必要がある。

ブラジルの LGPD は、日本の「個人情報の保護に関する法律」よりも個人データの処理に関する規定が緩く、日本において処理の適法性があれば、おそらく LGPD における処理の適法性があると考えられる。しかし、ブラジルの LGPD におけるセンシティブデータの対象範囲は日本よりも広く、つまり、個人に関連する、人種的または民族的出身、宗教的信条、政治的意見、組合員または宗教的、哲学的または政治的組織、健康状態または性生活、遺伝的または生体測定に関する個人データを扱う場合に、特別な注意を払う必要がある。センシティブデータの処理には、特定の目的に向けた具体的かつ明示的な同意が必要とされ、同意によらない場合の例外が厳格に規定されている。

よって、個人情報の処理がある場合は、LGPD が適用されると考えられる。なお、LGPD では、個人情報の移転（越境移転も含めて）について様々な要件が設けられているので、それも考慮しなければならない。

モデル契約に関しては、第 5 条 2 項を次のように修正すれば、ブラジルにおける問題を防ぐことができると考えられる。

修正案：

甲および乙は、日本の個人情報の保護に関する法律およびブラジルの「Lei Geral de Proteção de Dados」（ブラジル個人情報保護法）（本条において、以下「法」

という。)に定める個人情報および個人データ(以下総称して「個人情報等」という。)を相手方に対して秘密情報を提供する場合には、法に定められている手続を履践していることを保証するものとする。

2-5. 第 6 条 (秘密情報の破棄または返還) について

前記 1-5. に同じ。

2-6. 第 10 条 (期間) について

前記、1-7. に同じ。

2-7. 第 11 条 (準拠法および裁判管轄) について

第 11 条の規定における裁判管轄に関しては、実務において執行することが困難であることが注意点といえる。契約上、「●地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所」と定められていても、ブラジルの会社関わっている場合において、ブラジルの裁判所に提訴された際、ブラジルの裁判所に管轄権を認めることがある。

2-8. 結文について

前記、1-9. に同じ。

3. その他の注意点

ブラジルの実務上、「定義条項 (Definition)」、「通知条項 (Notice)」、「完全合意条項 (Entirety)」、「無効既定の分離可能性 (Severability)」等の条項が使用されることが多く、本モデル契約書にも追加することが望ましい。

4. まとめ

ブラジルは、大陸法の国として、契約自由の原則を広く認めていると考えられる。ブラジル民法が契約法の主な点をカバーしている法令であり、法的な制限は少ないといえる。しかし、秘密保持契約に関して、最も注意すべきところは過度な条項によって、競争への過度な影響および従業者に過度な制限をかけないようにすべき点

である。ブラジル民法第 421 条では、「契約自由の原則は、契約の社会的作用の限界のなかで行使されなければならない」とされているので、過度な制限や負担を求める内容がある場合、執行するときに制限される可能性がある。したがって、明確な期間および明確な秘密保持の対象・範囲の設定が望ましい。そうすれば、むしろ、ブラジル民法第 422 条が定める信義則（princípio da boa-fé）に基づく解釈が働く可能性があり、契約上の両当事者の倫理・モラルに従った行為を重んじる解釈が適用されると考えられる。

【ソース】

- ・特許庁 オープンイノベーションポータルサイト

<https://www.jpo.go.jp/support/general/open-innovation-portal/index.html>

- ・ブラジル産業財産法(LEI Nº 9.279, DE 14 DE MAIO DE 1996)

https://www.planalto.gov.br/ccivil_03/leis/l9279.htm

- ・ブラジル統合労働法(DECRETO-LEI Nº 5.452, DE 1º DE MAIO DE 1943)

https://www.planalto.gov.br/ccivil_03/decreto-lei/del5452.htm

- ・フランチャイズ法(LEI Nº 13.966, DE 26 DE DEZEMBRO DE 2019)

https://www.planalto.gov.br/ccivil_03/_Ato2019-2022/2019/Lei/L13966.htm

- ・破産法(LEI Nº 11.101, DE 9 DE FEVEREIRO DE 2005)

https://www.planalto.gov.br/ccivil_03/_ato2004-2006/2005/lei/l11101.htm

- ・ブラジル刑法(DECRETO-LEI Nº 2.848, DE 7 DE DEZEMBRO DE 1940)

https://www.planalto.gov.br/ccivil_03/decreto-lei/del2848compilado.htm

- ・独占禁止法(LEI Nº 12.529, DE 30 DE NOVEMBRO DE 2011)

https://www.planalto.gov.br/ccivil_03/_ato2011-2014/2011/lei/l12529.htm

- ・ブラジル民法 (LEI Nº 10.406, DE 10 DE JANEIRO DE 2002)

https://www.planalto.gov.br/ccivil_03/leis/2002/l10406compilada.htm

・個人情報保護法 (LEI Nº 13.709, DE 14 DE AGOSTO DE 2018、Lei Geral de Proteção de Dados、"LGPD")

https://www.planalto.gov.br/ccivil_03/_ato2015-2018/2018/lei/l13709.htm

(編集協力：日本国際知的財産保護協会)